

宮古島市民の事前質問への防衛省の回答で確かめられたこと

10月17日、防衛省は、宮古島市民の595件の事前質問(募集期間5月17日～5月23日)に対する回答を、沖縄防衛局のホームページで発表しました。この回答から、石垣市民の事前質問への回答でわかった重要な3つの事実が、いっそうはっきり確認できました。

宮古島市民の事前質問への防衛省の回答は、以下のリンクにあります。

<http://loveishigaki.jp/cooperat.../MiyakojimaQandA20161017.pdf>

1. 「標的にならない」が完全に消えた

4月22日の石垣市での第1回説明会で、沖縄防衛局の森浩久企画部長(当時)は、事前質問のひとつに対して「石垣島に部隊を配置したことにより、標的になるようなことはありません」と答えましたが、6月10日の正式回答からは、その文言が消えました。

5月23日締め切りの宮古島市での事前質問では、3人の方が、質問13、52、56で、この森発言を取り上げ、真意や、そう考える理由をたずねました。しかし、今回の回答では、森発言の擁護も弁解も事実確認もなく、「標的」という言葉も使わず、ただ「抑止力」などの「決まり文句」を並べただけで済ませています。これは、防衛省が、「艦艇攻撃用ミサイルなどの軍事施設を置いても相手の攻撃目標になることはない」という軍事の常識に反する「回答」を、もはや維持できなくなったことを示しています。

2. 宮古島が防衛大綱の「島嶼防衛奪回方針」の対象で、地上戦を想定していることを認めた

石垣市での回答と同様に、宮古島市での質問17、19への回答でも、「島嶼部に対する攻撃」へはこの方針に基づいて対応すると答えました。さらに具体的に、「宮古島への陸上自衛隊警備部隊等については、防衛大綱の『安全保障環境に即して配置された部隊』に含まれるものです」ということまで認めました。これで、防衛省が、石垣島や宮古島の配備部隊がミサイル攻撃を受け、地上戦になり、いったん占領されたら陸、海、空自衛隊の統合運用で取り返す、という「島嶼防衛奪回方針」の事態を想定していることに、疑問の余地はなくなりました。

3. 「被害を局限できる」という表現を正式に取り下げた

昨年5月佐藤元防衛副大臣が宮古島市長に渡した配備計画説明資料には、「陸自部隊が配備されておらず、島嶼防衛や大規模災害など各種事態において被害を局限できる体制が整備されていない」という表現がありました。宮古島市民の質問では、軍事施設のない非武装の住民しかいない島が外国軍に占拠されるケースに比べて、ミサイル基地があり部隊が武力で抵抗するケースの方が住民の被害を局限できると考える理由は何か(質問73)、昨年11月の石垣市への説明資料では「被害を局限できる」の表現が「自衛隊として適切に対応できる」に変わったのはなぜか(質問74)を問うていました。はじめの質問には、石垣市での回答と同じく、二つのケースを比較したまともな答えはありませんでした。一方、二番目の質問には、「表現を変更した」ことを認めました。「『被害を局限できる』という表現は、被害がでることが前提であるような誤解を招く恐れがあることから表現を変更しています」という滑稽な「理由」までつけて。政府の「国家安全保障戦略について」(2013年12月17日閣議決定)にも「被害を最小化する」という表現がありますから、こんな理由は全く成り立ちません。変更しなければならなかった本当の理由は明かです。地上戦があるかないかで住民の被害が全く異なることは、先の大戦で熾烈な地上戦が行われ、住民の4分の1が犠牲になった沖縄と、「本土決戦」を断念して無条件降伏した本土との違いを見るだけでも、あまりにも明白だからです。

「部隊を配備しても標的にならない」、「地上戦になどならない」、「自衛隊が守ってくれるから被害は防げる」は、推進派がばらまいてきた三大「安全神話」でした。しかし、今回の回答で、防衛省自身が、これらを三つとも否定してしまいました。こういう重要なことが、宮古島市と石垣市の市民の協力で明らかになりました。これこそ、先島連帯の成果です。

さあ、推進派のみなさんは、これから何と言うのでしょうか。「みんなで防人になろう！」ですか？